

Title	エリザベス治世期における議会の特質：議員と選挙区との関係を中心として
Sub Title	Elizabethan parliaments : relations between members of parliament and their constituencies
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.3/4 (2003. 12) ,p.157(485)- 187(515)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20031200-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エリザベス治世期における議会の特質 —議員と選挙区との関係を中心として—

仲丸英起

一、問題の所在

二〇世紀の後半に至るまでエリザベス治世期・ジエームズ一世治世期の議会史において支配的潮流であったのは、J·E·ニール及びW·ノートスタイン等が主張した学説である⁽¹⁾。とりわけニールは、それまで国政の象徴としてのみ捉えられる傾向の強かつた議会を初めて実証的なレベルにおいて一つの組織として解明することに努めた。すなわち厳密な意味での制度史の枠内に留まることなく、議会の置かれていた一六世紀後半におけるイングランドの社会的背景との関連でその姿を明らかにしようとしたのである。したがつてこの時期の本格的な議会史研究はニールに始まつたと言つても過言ではない。

とはいへ、ニールの思考には従来の議会史研究の影響

が依然として色濃く残つていた。ニールは下院がこの時代に主要な政治あるいは宗教問題を巡つて国王と対立し、その過程における勢力の伸張がイングランドの国政上の発展に決定的な役割を果たす結果になつたと主張した。またこのように勢力を増大させてゆく下院で主として指導力を發揮したのが組織的なピューリタンの反対派(Puritan Choir)であったとした。さらに下院議員の選挙においても、政治意識の高まりとともに地方ジエントリーや議席の獲得を目指すようになり、そのためより権威の高い州議席を獲得できなかつたジエントリによる都市議席への侵略が生じたとした。ニール自身は明確に述べているわけではないが、これら一連の解釈が一七世紀の内戦と市民革命を念頭になされているのは明白であり、そうした発展段階的で極度にホイッグ的な解釈は、ニールの

一連の著作が出版されたのが第二次大戦期から終戦直後というナショナリズムの高揚期であつた点にも密接な関連があると考えられる。

ニールやノートスタインに代表される、「政争の場」としての議会解釈が批判されるようになつたのは一九六〇年代後半から一九七〇年代にかけてのことであった。ニール説に対して異議を唱えた一連の歴史家は一括して修正主義者と呼ばれているが、実際にはそういつた固有の学派が存在したわけではなく、ただ通説に対して批判を加えるという基本的な態度が共通しているだけである。したがつて修正主義者と呼ばれる歴史家の内部でも意見の相違が見られる部分は少なくない。⁽²⁾

数多い修正主義の中でも第一人者と呼びうるのがG.

R・エルトンである。⁽³⁾エルトンは議会議事録の綿密な調査から、議会と国王との対立が生じたのは極めて稀であったという事実を明らかにした。そして議会の主要な機能は立法であり、その開催期間の大部分が立法に関する様々な業務に費やされていたと主張した。さらに貴族院の役割を重視し、ニールが強く主張した組織的なピューリタン反対派の存在を否定した。

以上は中央の議会内部に関しての主張であるが、他方

中央と地方の関係についてエルトンが提示したのは、議会を国王及び中央政府と貴族や地方の有力者・諸団体との「接觸点の一つ」(points of contact)とする解釈である。⁽⁴⁾支配者側にとつて議会は国家に関する重要事項を議論し、その内容を国内に知らしめる政府機構の一部をなしていた。また被支配者側の立場からすれば、議員への選出は自分自身あるいは特定の個人や集団のための立法を可能にし、さらに自身の社会的上昇の足がかりとなつた。このようにエルトンは議会をパトロネージ・システムの一環として捉え、それが支配者と被支配者間の接点として機能することで、被支配者の政治的要求が実際に満たされる可能性を残し、結果として国家の安定性の保持に寄与しえたと主張したのである。

以上のようなエルトン説は、彼に続いた修正主義者たちに基本的な解釈の枠組みを提供した。M・A・R・グレーヴスはニールによってピューリタン反対派の中心人物とされたトマス・ノートンらが、実は枢密院にとつての「議会実務家」(man of business)であり、政府の有力者の代理人であつたとした。⁽⁵⁾N・L・ジョーンズは女王が最も対処に苦しんだのは下院におけるピューリタン反対派ではなく、貴族院の保守的なカトリック勢力であ

つたことを示した。⁽⁶⁾ J・ローチはエルトンの解釈を更に推し進めて、少なくともエリザベス治世期後半までは議会が依然として封建的な特徴を色濃く残した中世的機関に過ぎなかつたと主張した。⁽⁷⁾ 八〇年代の議論においてはエルトン説に対する批判も起こり、「再修正」を行おうとする試みもあつたものの、全く新たな議会像を提示するまでには至らなかつたようと思われる。⁽⁸⁾

このような学説史上的流れを受けて、八〇年代後半からは中央から地方へという一方的な権力関係の中で議会のあり方を問うのではなく、地方から中央への働きかけが具体的にどのようになされたのかを主題とした実証研究が盛んに行われるようになつてきている。現在この潮流において中心的な役割を果たしているのがD・ディーンである。⁽⁹⁾ ディーンは、ロンドンあるいはヤーマスのギルドといった地方の利害集団が議会を利用して自分達に有利な立法を行おうとした状況を仔細に検討し、議会が地方と中央を結ぶ数多くの経路の内の一つに過ぎなかつたという結論を導き出している。⁽¹⁰⁾

このように一六世紀後半から一七世紀初頭にかけてのイングランド議会史研究はその視座を変化させながら一九世紀末以降連綿と継続されてきたのであるが、今日に至るまでその研究方法自体は本質的に変化していないようと思われる。すなわち中央においては書記による議会議事録、非公式な議論の記録 (Sir Simon D' Ewes による記録⁽¹¹⁾)、議員の日記等、地方においては州裁判所記録、市参事会議事録等の古文書を用いて議論を組み立てるというスタイルである。しかし議会のような多数の構成員からなる機関についてそうした個別的事例の収集により経験論的に議論を進めていった場合、歴史家が取り上げた事例が必ずしも全体を代表せず、恣意的な結論を導き出す危険性が十分にありうる。ニールに対する批判は、まさにこうしたホイッジ的解釈にもどづく恣意性に起因していた。とはいえ史料上の制約もあってニールを批判したエルトンを始めとする修正主義者達もニールと大差のない研究手段を探らざるを得ず、結局はこうした議論も解釈上の違いに過ぎない感があつた。

したがつて今日エリザベス治世期の議会を研究しようとする者は、従来とは別の視点を提示する必要があるようと思われる。幸いにも現在では議会史財団 (History of Parliament Trust、以下H.P.Tと略記) による下院研究が利用できるようになつた。⁽¹²⁾ このP・W・ハスラー編集による三巻本には、エリザベス治世下における一〇会

期の各議員の当選履歴と下院での活動内容、就任した官職等の個人についてのデータのみならず、各選挙区における統治形態や議員選出方法等についての情報、および各選挙区での当選者名が掲載されている。また巻頭にはこうしたデータから得られた調査結果と分析も収録されているが、議員と選挙区との関連について述べた若干箇所を除けば、そこで調査対象となっているのは大部分が議員個人の経歴に関するものであり、基本的には二一あるいはエルトンの理論的枠組みを抜け出てはいないようである。そこで本稿では立教大学の青木康教授が一八世紀の議員について行った研究⁽¹³⁾を参考にしながら、これまで検討されてこなかったエリザベス治世期における議員の選挙区移動に関するHPTから得られるデータにもとづいた調査を行い、その後若干の個別事例を取り上げながら議員と選挙区との関係について考察を深めてゆきたい。

本稿の分析手段に問題が存在しないわけでは決してない。一八世紀の議員についての調査方法を一六世紀の議員について適用しうるのかという疑問がまず提起されるであろう。⁽¹⁴⁾また統計的手法に付き物の欠点として、大量のデータを処理する際に必要不可欠な数量化に伴つて個

別の事例に含まれている史料的価値が低減してしまうことは否めない。さらにこれらのデータから得られた統計はそのままでは利用することができます、叙述を行うためにはそこから意味を抽出しなければならないが、その際には常に拡大解釈がなされる危険性が存在する。しかし以上のような問題点が指摘されるととも、これまでそれほど注目されてかなかつた一六世紀の議員と選挙区の関係について本稿で採用した網羅的な研究方法は一定の有効性を持ちうるのではないかと考えられる。

二、分析の枠組み

では次に本論で扱う分析の枠組みを提示したい。まず対象となる地理的および時間的範囲であるが、これは基本的にはHPTの記述に沿うものとする。すなわち地理的に対象となる選挙区はイングランド・ウェールズ内でエリザベス治世期最後の議会（一六〇一年）までに選挙権を与えた州・都市選挙区である。また時間的に対象となるのはエリザベス治世期中に行われた全一〇議会の選挙であり、各選挙で選出された議員について調査を行う。具体的には、選出される議員数が一人でエリザベスの治世当初から代表選出権を有していた一選挙区にお

ける合計議員数は、対象とする時期全体で二〇人ということになる。イングランド内の州は全てこうした選挙区であり、また都市の大部分も同様である。⁽¹⁾ 但し通常選挙で当選した議員が他選挙区との重複当選を果たし他選挙区からの選出を選択した等の理由により通常選挙直後に補欠選挙が行われた場合には、その補欠選挙で当選した議員の経歴をその選挙における当該選挙区のデータとして収集するものとする。また議員個人の経歴に関しては、会期途中での補欠選挙における当選もデータに含める。

この条件にもとづいて一〇会期の通常選挙で選出された議員を集計すると延べ四四七〇人となるが、この内経歴が不明の議員が五人存在しているので、この五人を除いた四四六五人についてのデータが検討されることになる。それではHPTから実際に抽出して検討を行うデータについて述べてゆきたい。初めに一人の議員が生涯の間にどれ位の数の選挙区から選出されていたかという問題について、生涯選出区数を用いて検討する。この生涯選出区数が今回の考察の基本となるデータである。この生涯選出区数の集計方法は『議員が選挙区を選ぶ』に従い、選挙区の実数を数え上げるものとする。すなわちA選挙区からB選挙区、C選挙区という移動を行つた議員の生

涯選出区数は三となるが、A選挙区からB選挙区へ移動した後、再びA選挙区へ戻つて当選した場合、その議員の生涯選出区数は一となる。したがつて移動回数に一を加えた数が生涯選出区数になるとは限らず、実際そうした場合が数多く見受けられる。

次に議員の移動範囲を知るために、その議員が州内議員であるかどうかを検討する。ここで州内議員に分類されるのは、複数回当選を果たした議員の内、同一もしくは隣接した州内の選挙区から選出されている議員である。この際選挙区の規模の大小、あるいは州選挙区・都市選挙区の違いは問わず、都市選挙区から州選挙区、あるいはその逆の移動を行つている場合も上記の条件を適用する。複数回当選していない議員、すなわち生涯に一度しか選出されなかつた議員は計算から除外する。

さらに議員の選挙区との関係の深さを測るために用いるのが、地元選出議員という議員分類である。地元選出議員に分類されるのは、当選した選挙区が位置する州内に所領または家屋を有している議員である。とはいえ所領がHPTに明記されていない議員も数多く存在している。その際には父・息子・叔父その他親族が所有している所領やHPTの記述から筆者が総合的に判断したが、

そのような推測も困難な場合は計算から除外した。なお今回の調査では議員の選挙区移動と選挙区との関係を主題としているため、ニールが検討しているような都市選挙区での都市内部における所領、家屋の所有・非所有という区別⁽⁴⁾は行っていない。

最後にある選挙区内部での議員の影響力を測定するため当該選挙区当選回数を、また選挙区に関わらずその議員の個人的権力を測定するために生涯通算当選回数を集計する。当該選挙区当選回数はその選挙区で議員が生涯を通じて当選した回数であり、連続当選回数ではない。したがつて他選挙区への移動後、再び同一選挙区で当選した場合もその議員の当該選挙区当選回数に算入されることになる。生涯当選回数はその議員の全ての選挙区における当選回数の合計であり、生涯選出区数の箇所で述べた移動回数に一を加えた数というのが、実はこの生涯当選回数に当たるのである。

本稿では以上のような議員の個別のデータを類型化した選挙区と関連付けることにより、議員と選挙区との関係の考察を試みる。州選挙区と都市選挙区、ウェールズ選挙区という区分はある程度の妥当性があると思われるが、問題となるのはイングランドの都市選挙区について

の分類である。青木教授は『議員が選挙区を選ぶ』の中で一八世紀都市選挙区についてフランク・オゴアマンの分類⁽⁵⁾を採用している。オゴアマンは議員の選出方法によつて一八世紀の都市選挙区を五種類に分類しているのであるが、しかしこの分類結果が一六世紀について妥当性を持たないことは明らかであり、またその区分方法を本稿で対象としている時代の選挙区に適用する試みについてあまり意味があるようには思われない。というのも、都市選挙区の投票資格は極めて多様であったが、どちらにしても有資格者はごく少数の人々に過ぎず、世論が非常に強い「開放型」のような選挙区が存在する可能性は全く無かつたと言える。当時はロンドンでさえ大・小カウンシルの合議制であり、オゴアマンの分類に従えばほとんどが「パトロン影響型」と「都市自治体型」に分類されてしまうことになる。したがつて今回の調査では地元率（一〇回の選挙で当選した議員の内、地元選出議員の占める割合）に従つて分類した三区分の都市選挙区と、州選挙区およびウェールズ選挙区の五タイプを設定する。なおウェールズは一五三六年の合同法によりイングランド議会への代表権が与えられてから日が浅く、また州・都市共に各一名ずつの選出であり州と都市を別々に計算

(表1)選挙区タイプ・会期ごとの地元率

タイプ	1559	1563	1571	1572	1584	1586	1589	1593	1597	1601	通算
都市1	95%	91%	91%	94%	90%	93%	93%	88%	90%	91%	92%
都市2	60%	54%	63%	71%	64%	68%	59%	53%	64%	58%	61%
都市3	36%	33%	31%	22%	23%	28%	32%	21%	33%	29%	29%
州	96%	99%	100%	96%	92%	93%	93%	93%	88%	95%	95%
ウェールズ	85%	93%	93%	78%	88%	81%	81%	59%	78%	78%	81%
全體	72%	69%	70%	69%	65%	68%	67%	60%	67%	65%	67%

(表2)他タイプ選挙区間における地元率の相関関係(数値は相関係数)

	都市1	都市2	都市3	州	ウェールズ	全體
都市1		0.425	0.422	0.27	0.36	0.814
都市2	0.425		-0.17	-0.18	0.23	0.413
都市3	0.422	-0.17		0.139	0.527	0.647
州	0.275	-0.18	0.139		0.468	0.46
ウェールズ	0.355	0.229	0.527	0.468		0.698
全體	0.814	0.413	0.647	0.46	0.698	

すると全体数がイングランドと比較して極めて少なくなってしまうため、独立したウェールズ選挙区として一区分とした。⁽⁶⁾

イングランド選挙区は、地元率が八〇%以上で一〇〇%以下のグループ(都市1)、地元率が五〇%以上で八〇%より低いグループ(都市2)、地元率が五〇%より低いグループ(都市3)に分類する。各グループに含まれる都市については、次ページの(表3)を参照して頂きたい。このカテゴリを採用した理由としては、若干都市3が多いもののほぼ均等に議員数が分散するため統計上の信頼度が増すこと、また時系列的にも各タイプの地元率と全体の地元率との相関関係が比較的高いこと(表1、2参照)が挙げられる。

それでは細かな計算の過程は省略して、次章からは以上枠組みにもとづく調査結果について検証を加えてゆくことにしたい。

三、調査結果の検証

a. 生涯選出区数

まず初めに、今回の調査の基本となる選挙区タイプ・生涯選出区数ごとの議員数を検討してみたい(表4、円

SUFFOLK	DUNWICH
SUFFOLK	EYE
SUFFOLK	ORFORD
SUFFOLK	SUDBURY
SURREY	BLETCHINGLEY
SURREY	GATTON
SURREY	GUILDFORD
SURREY	HASLEMERE
SUSSEX	CHICHESTER
SUSSEX	LEWES
SUSSEX	MIDHURST
SUSSEX	NEW SHOREHAM
WARWICKSHIRE	WARWICK
WILTSHIRE	CALNE
WILTSHIRE	CHIPPENHAM
WILTSHIRE	HEYTESBURY
WILTSHIRE	MALMSBURY
WILTSHIRE	MARLBOROUGH
WILTSHIRE	WESTBURY
WILTSHIRE	WILTON
WILTSHIRE	WOOTTON BASSETT
WORCESTERSHIRE	DROITWICH
YORKSHIRE	ALDBOROUGH
YORKSHIRE	BOROUGHBRIDGE
YORKSHIRE	KNARESBOROUGH
YORKSHIRE	RICHMOND
CINQUE PORTS	WINCHELSEA
CINQUE PORTS	WINCHELSEA

都市3	
州名	都市名
BERKSHIRE	READING
BUCKINGHAMSHIRE	AYLESBURY
BUCKINGHAMSHIRE	BUCKINGHAM
CORNWALL	BODMIN
CORNWALL	BOSSINEY
CORNWALL	CALLINGTON
CORNWALL	CAMELFORD
CORNWALL	DUNHEVED (LAUNGESTON)
CORNWALL	EAST LOOE
CORNWALL	FOWEY
CORNWALL	GRAMPOUND
CORNWALL	HELSTON
CORNWALL	LOSTWITHIEL
CORNWALL	MITCHELL
CORNWALL	NEWPORT IUXTA LAUNCESTON
CORNWALL	PENRYN

CORNWALL	SALTASH
CORNWALL	ST.GERMANS
CORNWALL	ST.IVES
CORNWALL	ST.MAWES
CORNWALL	TREGONY
CORNWALL	TRURO
CORNWALL	WEST LOOE
DEVON	BERE ALSTON
DEVON	PLYMPTON ERLE
DEVON	TAVISTOCK
DORSET	BRIDPORT
DORSET	LYME REGIS
DORSET	SHAFTESBURY
DORSET	WEYMOUTH AN MELCOMBE REGIS
HAMPSHIRE	ANDOVER
HAMPSHIRE	CHRISTCHURCH
HAMPSHIRE	NEWPORT I.o.W.
HAMPSHIRE	NEWTOWN I.o.W.
HAMPSHIRE	PORTSMOUTH
HAMPSHIRE	WHITECHURCH
HAMPSHIRE	YARMOUTH I.o.W.
LANCASHIRE	CLITHROE
LANCASHIRE	LANCASTER
LANCASHIRE	LIVERPOOL
LANCASHIRE	NEWTON
LANCASHIRE	PRESTON
LANCASHIRE	WIGAN
NORTHAMPTONSHIRE	BRACKLEY
NORTHAMPTONSHIRE	HIGHAM FERRERS
NORTHUMBERLAND	MOREPETH
NOTTINGHAMSHIRE	EAST RETFORD
SHROPSHIRE	BISHOP'S CASTLE
STAFFORDSHIRE	LICHFIELD
STAFFORDSHIRE	STAFFORD
SUSSEX	ARUNDEL
SUSSEX	BRAMBER
SUSSEX	EAST GRINSTEAD
SUSSEX	HORSHAM
SUSSEX	STEYNING
WESTMORLAND	APPLEBY
WILTSHIRE	CRICKLADE
WILTSHIRE	DOWNTON
WILTSHIRE	GREAT BEDWYN
WILTSHIRE	HINDON
WILTSHIRE	LUDGERSHALL
WILTSHIRE	OLD SARUM
YORKSHIRE	BEVERLEY
YORKSHIRE	RIPON

(表3) タイプ別都市選挙区分類

都市1	
州名	都市名
BERKSHIRE	ABINGDON
BUCKINGHAMSHIRE	CHIPPING WYCOMBE
CAMBRIDGESHIRE	CAMBRIDGE
CHESHIRE	CHESTER
DERBYSHIRE	DERBY
DEVON	BARNSTAPLE
DEVON	EXETER
DEVON	PLYMOUTH
ESSEX	COLCHESTER
GLoucestershire	BRISTOL
GLoucestershire	GLoucester
HAMPSHIRE	SOUTHAMPTON
HAMPSHIRE	STOCKBRIDGE
HAMPSHIRE	WINCHESTER
HEREFORDSHIRE	HEREFORD
HEREFORDSHIRE	LEOMINSTER
HERTFORDSHIRE	ST.ALBANS
KENT	CANTERBURY
KENT	MAIDSTONE
LEICESTERSHIRE	LEICESTER
LINCOLNSHIRE	BOSTON
LINCOLNSHIRE	GREAT GRIMSBY
LINCOLNSHIRE	LINCOLN
MIDDLESEX	LONDON
MIDDLESEX	WESTMINSTER
NORFOLK	GREAT YARMOUTH
NORFOLK	KING'S LYNN
NORFOLK	NORWICH
NORTHAMPTONSHIRE	NORTHAMPTON
NORTHUMBERLAND	NEWCASTLE-UPON-TYNE
NOTTINGHAMSHIRE	NOTTINGHAM
OXFORDSHIRE	BANBURY
SHROPSHIRE	BRIDGNORTH
SHROPSHIRE	LUDLOW
SHROPSHIRE	SHREWSBURY
SOMERSET	BATH
SOMERSET	BRIDGWATER
SOMERSET	WELLS
SUFFOLK	IPSWICH
SURREY	REIGATE
SURREY	SOUTHWARK
WARWICKSHIRE	COVENTRY
WILTSHIRE	DEVIZES
WILTSHIRE	SALISBURY

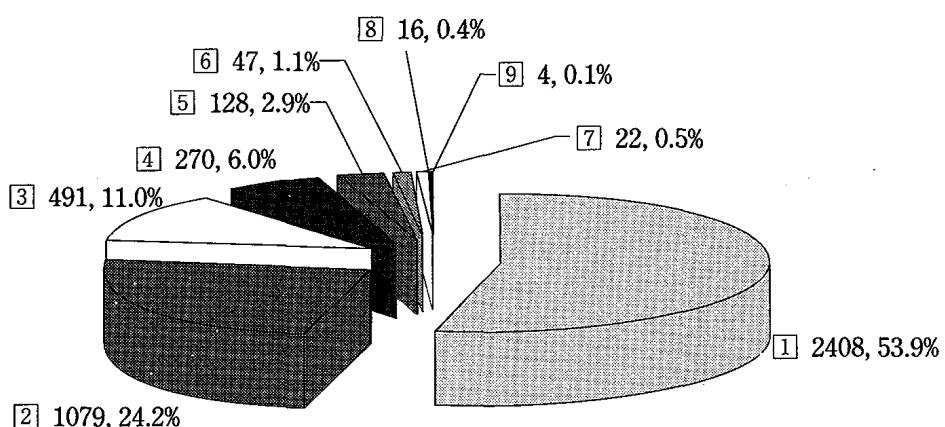
WORCESTERSHIRE	WORCESTER
YORKSHIRE	HEDON
YORKSHIRE	KINGSTON-UPON-HULL
YORKSHIRE	SCARBOROUGH
YORKSHIRE	THIRSK
YORKSHIRE	YORK
CINQUE PORTS	DOVER
CINQUE PORTS	HASTINGS
CINQUE PORTS	HYTHE
CINQUE PORTS	NEW ROMNEY
CINQUE PORTS	RYE
CINQUE PORTS	SANDWICH

都市2	
州名	都市名
BEDFORDSHIRE	BEDFORD
BERKSHIRE	NEW WINDSOR
BERKSHIRE	WALLINGFORD
CORNWALL	LISKEARD
CUMBERLAND	CARLISLE
DEVON	DARTMOUTH
DEVON	TOTNES
DORSET	CORFE CASTLE
DORSET	DORCHESTER
DORSET	POOLE
DORSET	WAREHAM
ESSEX	MALDON
GLoucestershire	CIRENSTER
HAMPSHIRE	LYMINGTON
HAMPSHIRE	PETRESFIELD
HUNTINGDONSHIRE	HUNTINGDON
KENT	QUEENBOROUGH
KENT	ROCHESTER
LINCOLNSHIRE	GRANTHAM
LINCOLNSHIRE	STAMFORD
NORFOLK	CASTLE RISING
NORFOLK	THEFORD
NORTHAMPTONSHIRE	PETERBOROUGH
NORTHUMBERLAND	BERWICK-UPON-TWEED
OXFORDSHIRE	NEW WOODSTOCK
OXFORDSHIRE	OXFORD
SHROPSHIRE	MUCHWENLOCK
SOMERSET	MINEHEAD
SOMERSET	TAUNTON
STAFFORDSHIRE	NEWCASTLE-UNDER-LYME
STAFFORDSHIRE	TAMWORTH
SUFFOLK	ALDEBURGH

(表4)選挙区タイプ・生涯選出区ごとの議員数

タイプ	生涯選出区数										計	平均	区数1の内 当選回数		複数回 当選者		平均生涯 当選回数
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1回			複数	計	平均		
都市1	741	212	92	41	13	8	4	4	1	1116	1.60	278	463	838	1.80	3.45	
都市2	603	293	99	71	30	14	4	5	2	1121	1.86	336	267	785	2.23	3.11	
都市3	494	334	182	101	49	22	7	11	0	1200	2.19	347	147	853	2.67	2.98	
州	370	183	108	57	34	2	1	2	1	758	1.98	161	209	597	2.25	3.99	
ウェールズ	200	57	10	0	2	1	0	0	0	270	1.33	97	103	173	1.52	2.71	
全 体	2408	1079	491	270	128	47	16	22	4	4465	1.87	1219	1189	3246	2.20	3.21	

(円グラフ)総議員数における生涯選出区数内訳



グラフ）。これは生涯選出区数ごとの議員数を、分類した都市タイプごとに示したものである。ここで対象となる総議員数は四四七〇人であるが、前述の理由で五人を除外した四四六五人が実際の総議員数となる。

最初に一番下の計の行に注目すると、生涯選出区数一の議員は二四〇八人おり、これは総議員数全体の五五%にあたる。またこの二四〇八人には生涯選出区数一の議員（生涯に一度しか当選しなかつた議員）が一二一九人含まれているので、これを除外した複数回当選の三二四六人についてだけ考えると、選出区数一の議員は一一八九人、三七%に過ぎない。逆に言えば複数回当選した議員の内六三%が選挙区移動を経験したことになる。これは一八世紀についての数値⁽¹⁾より更に一〇%程度高い数値である。

次に複数選挙区で当選した議員の生涯選出区数を見てゆくと、区数二の議員がやはり一番多く一〇七九人でおよそ半数を占めている。区数が大きくなれば当然議員数も減つてゆくが、区数三で四九一人（約四分の一）、区数四でも二七〇人（一三%）とかなり高い割合を占めている。この数値もやはり一八

世紀⁽²⁾以上に高い数値である。

各選挙区タイプの総議員数を示した「計」の隣には「平均」の項があるが、これは各タイプの選挙区で当選した議員の平均選出区数を表している。一番下が全体の平均値である。それによると、ここで検討している四六五人の平均選出回数は一・八七とかなり一に近い数値になつてゐる。また複数回当選者のみの平均は二・二〇と更に高くなる。

続いて各タイプの平均値に着目してみる。まず都市選挙区については、都市1、都市2、都市3となるに従つて、すなわち地元率が低くなるに従つて平均選出区数の増加が明らかに認められる。したがつて地元率の高い選挙区で当選している議員は、地元率の低い選挙区で当選している議員と比較して選挙区の移動が稀であつたことが分かる。逆に言えば、地元率の低い選挙区で同一議員が議席を保ち続けるのは困難だったのである。更に注目すべきは州選挙区の数値である。州選挙区の平均値は一・九八と全体の平均である一・八七よりも高くなつており、州選出議員が移動しないことが示された一八世紀の調査結果⁽³⁾とは対照的な印象を与える。またこうした傾向は複数回当選議員中の選出区数一の議員、すなわち移

動を経験しなかつた議員についても同様であり、これが五〇%を超えてゐるのは都市1のみで、州選挙区でも三分の一強に留まつてゐる。したがつて州選出議員の相対的な選挙区移動の頻繁さが窺える。逆に最も数値の低いのがウェールズで、その平均値一・三三は都市1よりも遙かに低く、また複数回当選議員中移動を経験した議員も約四〇%となつてゐる。

次に（表4）の一番右にある一〇期通算の平均生涯当選回数と選挙区タイプ・会期毎の地元率（表1）の検討に移ろう。まず平均生涯当選回数を見ると、都市に関しては地元率が高いほど当選回数も多くなる事実が読み取れる。つまり都市1に含まれるような大規模な都市で当選している人物は生涯に何回も当選していたのに對し、都市3に含まれるような小規模な都市で選出された議員はあまり当選を重ねられない傾向にあつたのである。ここで目立つのは州選挙区の数値の高さと、ウェールズ選挙区の低さである。州選挙区の数値は三・九九と都市1と比較しても遥かに高くなつており、ウェールズ選挙区の数値は二・七一と全体の平均値より〇・五も低くなつてゐる。次に通算の地元率を見ると、都市は地元率で分類してるので当然それに見合つた数値となつてゐるが、

ここでも注目されるのはやはり州選挙区の地元率の高さ（九五%）であり、州の議席を州外の人物が手に入れるのはほとんど不可能であつたと考えられる。

ここまでエリザベス治世期全体を通じてのデータから次のような仮説が提示されうると思われる。都市1に含まれるような大規模な都市で選出される議員は、大部分が都市またはその近郊に所領を有する人物であり、彼らはその選挙区からあまり移動せずに議席を保持し続けることが多かつた。逆に地元率の低い小規模な都市で当選していた議員はその選挙区近郊に所領を有しておらず、また頻繁に議席を移動したもののがほど長期間に渡つて当選し続けることはなかつた。州で当選している議員はほとんどが地元に所領を有している人物であり、選挙区の移動を経験することが多かつたものの、生涯を通じてみれば都市選挙区の議員よりも数多くの当選を果たしていた。ウエルズ選出の議員の多くは移動回数も当選回数も少なく、一生に一回ないしは二回同一の選挙区から選出されるだけであつたと思われる。

b. M·A·キシュランスキーリ説の導入

こうした結果は、従来のニールあるいはエルトンの説

で説明できるであろうか。ニールが強く主張したジエントリによる都市選挙区への「侵略」という説——エリザベス治世期に地方ジエントリの政治意識が高まつてゆき、それが地方の有力者の圧力となつて国王に新選挙区の創設を促したという説——の妥当性は、今回のデータからは見出すことができない。もし漸進的にそうした圧力が高まつてゆき、新たに創設された選挙区に部外者である地方ジエントリが当選していくとすれば、州内率・地元率に直線的な減少が見られるはずであるが、実際には増減を繰り返しており全体としてみればほとんど変化は見られない。また議会を国王と臣下との「接觸点の一つ」とし、その当選目的は特定の個人・集団のための立法と個人的利益の達成であるというエルトンの説も、今回結果に關して該当するのは一部の選挙区に限定されるように思われる。もし一六世紀中に議会が立法によつて各地の問題解決を図る政治的機關であつたとすれば、成立した制定法の少なさからして著しく効率の悪い機関であつたと言わざるを得ず、そもそもこれだけ議員の移動が激しく部外者が当選している状況で、（都市1に含まれるような大規模な都市を除いては）議員が選出された地域のために立法活動を積極的に行つとは考えにくい。

ここではより説得力のある説明を試みるために、M・A・キシュラ NS キーの議論を導入してみたい。⁽⁴⁾ キシュラ NS キーによれば、初期ステュアート朝期以前——より正確には一六四〇年以前——のイングランドにおいては、「政治的」というカテゴリーと「社会的」というカテゴリーの間に厳密な区分は存在せず、むしろ社会性の中に政治性が包含されている状態であった。こうした世界においては、官職を保有すること自体が個人的な資質、名声、地位、信心深さといった事柄全てを暗示したのである。したがって議員の選出は、治安判事、統監、市参事会員といった官位と名誉を巡る、エリート層内部での社会的差異化の連続的プロセスの一部であつた。⁽⁵⁾ 「個人が共同体を代表するのは、そうした資質の保有という美德によつてあって、特定の利害や選挙区の特定の集団の考え方の反映によるものではなかつた。……一六四〇年以前においてはイデオロギーが議員選出のプロセスから欠落していた」⁽⁶⁾。議会が重要性を持ちうるのは国内の社会的エリート層が一同に集うという象徴的な意味においてであり、「実際には地方における議員選択のプロセスと、ウエストミンスターでの立法のプロセスとの間には、ほとんど関連が無かつたのである」⁽⁷⁾。要するに重要なのは

個人的名譽と領域的権威、またそれを保証する有力なパトロンとの関係であり、選挙区内の特定の利害や集団の代表にはなかつた。こうした状況は基本的に革命前まで存続し、その後革命を経て王政復古後徐々に各地域の民意を反映する擬制としての近代的代表概念が確立されていったとされる。

こうしたキシュラ NS キーの議論は、従来のニール・エルトンによる議論においては矛盾と映るような現象の理解を可能にする。⁽⁸⁾ 例えば議会での下院議員の投票行動はパトロネージのネットワークと一致しないと考えられていた。しかしこうした理解はそれ自体が近代の政党政治を暗黙の内に前提としているのであり、パトロンによる議員の選択が政治理念の共有ではなく地域内におけるその人物の社会的重要性を基準として行われていたとすれば、議員達は必ずしも議会でパトロンと意見を一致させる必要がなかつたのである。

都市が議会をどのように捉えていたかを検討したR・ティトラーもキシュラ NS キーの主張を裏付けるような結論に達している。⁽⁹⁾ 議員選出権は確かに都市にとつて非常に有用であったが、それは議員が選挙区の利害を中央で代弁するからではなく、パトロンからの代表指名よつ

てパトロンの庇護を得られるためであつた。したがつて議会における議員の行動は、選挙区を支援するという点においては付隨的な役割を果たしたにすぎなかつたのである。代表選出権を有していない都市から提出された法案は、それを有している都市と比較して僅かながら立法に成功する可能性が高く⁽¹⁰⁾、また地元選出者または外部の人物を二名共選出している都市選挙区以上に、地元出身者と外部の人物を一名ずつ選出している都市選挙区が立法活動に成功する確率が高いという事実は、これを象徴的に示しているように思われる。

もつともキシュランスキーオの見解には重大な問題点も存在している。特に代表概念を当時の有権者及び議員がどのように認識していたのかという点は、キシュランスキーの議論から欠落している。同時代人の発言の中には、少数ではあるが近代的な代表概念や議員特権を思わせるものが存在している。議会内部に限つても一五六五年におけるサー・トマス・スミスの議会に関する描写⁽¹²⁾や表現の自由を主張したピーター・ウエントワースの事例⁽¹³⁾を容易に見出せる。またキシュランスキーオが依拠している地方の個別事例はかなり少数であり、選挙と議会との関連性の欠如を主張するには根拠が薄弱である。地方史家は

政治的意識が候補者の選択について一定の役割を果たしている事例を多数認知しており⁽¹⁴⁾、実際に代表選出権は宗教的あるいは経済的に有権者に敵対する地方エリートに対する武器として用いられる可能性があつたのである。さらに競争選挙が起こる可能性もキシュランスキーオが想定する以上に大きかつたと思われる。確かに一方ではキシュランスキーオのモデルに一致する選挙区が存在しているが、他方頻繁に候補者の選択に「失敗」した選挙区も見られる。⁽¹⁵⁾

したがつてキシュランスキーオの説はイングランドの全ての地域・選挙区で、またエリザベス治世期から初期ステュアート朝期全体を通して普遍的に受け入れられるものではない。社会的選択と一部の同時代人達が共有していた代表概念とを結合し、選択を行つていた人物及び選択された人物によつて議会議席がどのように利用されてきたのかを詳細に検討するという作業が依然として残されているようと思われる。代表理論と、選択による選挙との結合が可能になつた時、議会と議員を選出している選挙区との関係についてより整合性のとれた説明が可能になるだろう。とはいへ「選挙」の背後にある現実とし

ての「選択」についてのキシユランスキーハーの発見は重要である。多くの議員は事前に選択され議席を争わなかつたが、その選択の過程はパトロネージのネットワークとその地域に形成されている社会的ヒエラルキーを反映したものであつた、という事実は理解されたのである。

以上のような議論を前提にすれば、今回の調査結果を全般的には次のように説明しうるのではないだろうか。選挙区タイプ都市1は中央政府とある程度の直接的な結びつきの維持が可能であり、議員に対しても報酬を十分に払う経済的余裕がある大都市であつた。そこで当選する議員は都市内部のヒエラルキーの最上層に位置する人物達であり、都市自治体の寡頭的支配体制のために部外者によつて議席を脅かされるような事態が頻繁には起きないので、都市政府内で地位を確立している限り安定して当選した。逆にタイプ都市3は中央と独自に結びつきを保てる程の力はなく、議席の有力者への提供によつて、有力者を介して中央政府へ自分達の意見の伝達を試みていた。また有力者の指名した人物の選出により、報酬の支払いからも免れるというメリットがあつた。こうした選挙区で当選する議員というのは当然パトロンの従者が多く、会期毎に別の選挙区から選出される傾向が強かつ

た。またパトロンの中央での権力の盛衰・パトロン同士の争いにより議席の獲得は不安定で、これが生涯当選回数を減少させていくと思われる。タイプ都市2は都市1と都市3の中間であり、都市1程の強い中央とのコネクションは存在しないものの、都市3ほど弱いわけでもなく、結果として時折部外者への議席の提供が行われた。州選挙区で当選しているのは地元の有力者であるが、「州騎士」(Knight of Shire)の称号に付随する高い地位と名声の為に、議席の連続した維持は困難であった。もつともパトロンの庇護下で議席を獲得している議員とは異なり比較的強い権力を有している彼らは、州議席の獲得が不可能となつた場合でも自分の権力が及ぶ比較的小規模な都市選挙区や自分のパトロンについてを辿つて各地の地元率の低い都市選挙区での議席の確保が可能な場合があつた。このために州選挙区で当選した議員は生涯選出区数の平均が相対的に高いものの、生涯当選回数の平均は全タイプの中でも最も高くなつてゐると考えられる。ウェールズ選挙区では頻繁な議員の交代が起こつており、その要因としては有力な領域的権力者の不在、議席配分の少なさ等も想定される。しかし合同から間もないこの時期にはイングランドの中央政府との関係の強化にウ

エールズの有力者・共同体が共にあまり利点を感じなかつた、と考えるのが自然ではないだろうか。もつとも折イングランドのジエントリがウエールズ都市選挙区から選出されることはあり、この場合には都市3と同様のメカニズムが働いていた可能性が考えられる。

c. その他のデータ

では次にその他のデータについて（表5）にもとづいて検討してゆきたい。まず議員の移動範囲について、通算の州内率に着目してみよう。ここで州内率とは、検討されるデータの箇所で規定した州内議員の、複数回当選

された遠く離れた選挙区から選出される場合があつたためであると推測される。八五%と最も数値の高いのはウエールズ選挙区で、ウエールズ選出議員によるイングランド選挙区での当選は例外的であつたことになる。

続いて議席の安定度について、通算空白率から考察してみよう。この空白率は議員暦に空白のある議員の割合、すなわち一度でも当選できなかつた選挙の経験がある議員の割合を示したものである。全体の項を見ると五二%となつており、半数以上の議員が議席を確保できなかつた経験があつたことが分かる。これは議会議席が全体的に不安定であり、議員交代が頻繁であったことを示している。各タイプ別の項に目を向けると、都市選挙区はいずれも四七%～四八%でほとんど差がないのに対し、州選挙区では六八%と非常に高くなっている。これは州の議席を獲得できず、さらに都市選挙区でも選出されなかつていており、地元出身者による当選が多い都市1

では広範囲の移動を経験する議員は少なく、逆に都市3で当選している議員は遠距離の移動を経験している議員が半数を超えていたことが分かる。州選挙区の州内率は全体と同じ六五%とあまり高くなつていないが、これは前述したように州議席の維持が困難であるため、議席の獲得できなかつた会期には自分のパトロンによつて指名された遠く離れた選挙区から選出される場合があつたためであると推測される。八五%と最も数値の高いのはウエールズ選挙区で、ウエールズ選出議員によるイングランド選挙区での当選は例外的であつたことになる。

つた人物がかなり存在していたことを表しているように思われる。もつとも議員歴の空白が生じたのは社会的競争に敗れて議席の保持に失敗した時だけとは限らず、病気や国外に滞在中であつたなどの理由も考えられるが、いずれにしても州議席の維持が困難であったことの指標であると言えるだろう。ウェールズ選挙区は六一%という割合であるが、これは都市と州選挙区を合わせた数値であるため、その中間に位置しているものと思われる。

(表5)選出区タイプごとの通算州内率・空白率・当該選挙区占有率

タイプ	州内率	空白率	当該選挙区占有率
都市1	77%	47%	77%
都市2	70%	48%	61%
都市3	48%	47%	48%
州	65%	68%	65%
ウェールズ	85%	61%	79%
全 体	66%	52%	64%

(表6)議員歴の空白と移動範囲の関係

	州内議員			州外議員	
議員歴の空白がある	1695	1034	48%	661	60%
議員歴の空白がない	1550	1108	52%	442	40%
合計	3245	2142	100%	1103	100%

次に通算の当該選挙区占有率の検討に移ろう。これは各議員の生涯当選回数の内、その選挙区がどれ位の割合を占めるかを計算したものである。したがつて数値が高いほど議員のその選挙区での定着度の高さを、数値が低いほど定着度の低さを表すことになる。まず全体の項を見ると六四%で、やはり選挙区の移動が一般的であったことを窺わせる。各タイプ別の項は州内率と同様の傾向を示している。すなわち都市は地元率が低くなるにつれて数値が下がり、州選挙区は平均とほぼ同じ値となり、最も数値が高いのはウェールズ選挙区となっている。つまりタイプ都市1で当選している議員は同じ選挙区に留まって数多く当選を重ねたのに対し、タイプ都市3の議員の一箇所の選挙区への定着は少なかつたのである。州選挙区の数値がほぼ平均と同一なのは、繰り返しになるが、州議席保持の困難さのためではないだろうか。またウェールズ議員の移動の少なさがここからも読み取れる。

最後に議員歴の空白と移動範囲との関係を示した(表6)を見ると、州内議員では議員歴に空白のある議員と無い議員の比率は四八%対五一%、州外議員では六〇%対四〇%となつており、州内議員より州外議員の方が議員歴に空白が生じやすい傾向にあることが分かる。しか

し一八世紀のデータほど（州内議員では同じく一八%対七一%，州外議員では五七%対四三%¹⁶）顯著ではない。

このことから一六世紀の議員は一八世紀以上に議席の保持が困難であったと推定され、ここにも州選出議員の性質の相違が表れているように思われる。

四、三つの議員グループ

ここまで議論で、一六世紀の議員について暫定的に三つのグループを設定することができるようと思われる。この章ではそれぞれのグループについて若干具体例を交えながら、その特徴を整理してゆきたい。ここで留意しなければならないのは、議員の選出方法で選挙区を分類しているわけではないので、青木教授が行っているように選挙区の世論の強さと議員の立候補の動機を基準として地元定着型A・B、頻繁移動型といったような議員の分類が行えないという点である。むしろ前述したように一六世紀においては地方の社会的諸関係が議員選出の第一要因であったとすれば、世論の強さを基準とした選挙区の分類はそもそも意味を成さず、不可能でもあると思われる。またあくまでもこの類型化は今回の調査結果から得られた数量的データから帰納的に想定されるもので

あり、全ての議員がいざれかのカテゴリーに厳密に含有されることを意味するものではない。

a. 都市有力者型

市長・市参事会員・ギルドの頭領など都市政府内の有力者が議員となっている場合、彼らを都市有力者型に分類する。タイプ都市1の大部分と都市2の半数程度を占め、商人が多いように見受けられる。彼らはその都市選挙区から移動する少なく、同一選挙区で複数回の当選を果たす傾向にあつた。これはその都市がパトロンに依存せずに領域的権力を有している場合、閉鎖的カウンシルはパトロンに議員指名を仰ぐ必要が無く、その内部で最も影響力を發揮している人物が選出されたからであると推測される。したがつてタイプ都市1ほどの力は有していなかつたタイプ都市2ではパトロンに指名された議員による当選も多かつたと思われる。

ここでは都市有力者型議員を選出していた選挙区として、グロスターの中心都市であるグロスターを取り上げて検討してみたい。グロスターは特許状の更新を一五六一年に受け、市長(mayor)（市参事会員(alderman)）と一二人の市会員(common councilman)によつ

て選出される)、法律顧問官 (recorder)、市書記 (town clerk) (もしくは法律顧問官代理 (deputy-recorder))、二人の市長官 (sheriff)、一二人の市参事会員、その他さまざま下級官職と市会から構成される都市政府の自治権が認可されていた。選挙告示状は直接市長官へ送付され、四〇〇～五〇〇人の市民がギルドホールで行われる選挙で投票することが可能であった。⁽¹⁾

今回の調査対象となる期間においてグロスターから選出されている議員は全員が州内議員であり、しかも都市官職を保有していないのは最初の一選挙で選出されるいるサー・ニコラス・アーノルド一人のみである。また一五七二年選出のトマス・セミスと一五九三年選出のリチャード・バードを除いて全ての議員がグロスターで複数回当選を果たしている。これら一連のグロスター選出議員の中でも特に目を引くのがトマス・アトキンスである。アトキンスは法律顧問官代理であった一五七一年の競争選挙で法律顧問官のリチャード・ペイトを破って初当選を果たして以後、一五九七年の競争選挙でリューカ・ガーノンズに敗れるまで六回連続してグロスターの議員に選出されている。⁽²⁾これは都市1の通算平均生涯当選回数 (三・四五) と比較しても相当高い数値であり、アト

キンスが都市政府内で広範な支持を得ていたことが窺われる。実際彼はウェールズ辺境領府の構成員に任命されるなど、その地元での権威は高かつたようである。⁽³⁾

グロスターの事例に示されているのは、実質的に都市官職保有者のみに被選挙権が限定されているという都市政府の寡頭支配体制であり、またそうした寡頭支配を担う社会的上流階層の都市外部に対する閉鎖性と、散発的に生ずる内部分裂である。すなわち特許状を受けていたグロスターのような大規模な都市では確かに都市外部の有力者から影響を受ける可能性は少なかつたものの、その一方で時として都市政府内部での党派争いが生じ競争選挙を誘発する可能性も存在したのである。こうした競争選挙は表面的には自らの政策を有権者に訴えて支持を得ようとする近代の選挙戦と似通つており、地域の利害代表として議員が選出される可能性があるとすれば、その可能性が最も高いのがこのグループであると思われる。しかしグロスターで広範な支持を集め六回もの連続当選を果たしたアトキンスの議会活動をみてみると、初当選を果たしたアトキンスの議会活動をみてみると、初当選を果たしたアトキンスの議会では数多くの委員会に出席⁽⁴⁾し、翌一五七一年の議会でも発言が記録されているもの⁽⁵⁾の直接グロスターを利するような行動はしておらず、そ

れ以降の議会においてはほとんど目立った活動をしていない⁽⁶⁾。そのため少なくともグロスターに関しては議会での活動と選挙区との支持との間に密接な関連があるとは思われないのである。さらに地域に関わる個別法(private act)を提出している議員の選出区を調査すると、ほとんどがロンドン、プリマス、エクセター、オーフォード、キングス・リン、ドーザー、ヤーマスといった南部の大都市で、北部で継続的に法案を提出していたのはヨークとリンクアーンのみである⁽⁷⁾。この内オーフォード以外は都市1に分類されるが、その全イングランド都市に占める割合は極めて低いと言わざるを得ない。またその提出数の少なさからしても、同時代の全ての都市が議会を「接触点の一つ」と見ていたように思われないのである。したがつて彼らが議員となつたのは、共同体内の社会的選択を得ることで自身が都市内部のヒエラルキーの頂点にあることを明示し確認するためだつたのではないだろうか。

b. パトロン従属型

タイプ都市3の大部分と都市2、ウェールズ都市選挙区の一部で選出される議員はパトロン従属型に分類され

る。地方ジエントリが多く、一部法律家も含まれる。パトロンの指名に従つて自分の所領とは何の関連も無い選挙区から選出される彼らは、遠距離の選挙区を頻繁に移動していた。それゆえ都市の有力者と違い確固たる地盤を持ちえず、同一選挙区で議席を維持することも、長期に渡る議員職の保持も困難であつた。こうした議員を選出している都市が部外者を議会に送り込んだ理由として、より影響力を有している人物を選出した方が都市にとつて有益であった点が挙げられる場合があるが、全くの部外者である彼らが都市の地域的利害を代表したとは考えにくい。実際、州選出議員に対する都市選出議員の議場への出席率および委員会への参加率の低さがH.P.Tの調査で示されている⁽⁸⁾。またこうした都市選出議員の議会活動に対する消極性からしても、都市が中央における議員の直接的な活動に期待を抱いていたとは思われないのである。彼らの期待は、パトロンを国王に対する都市の弁護人 (high steward) や法律顧問官といった地位に据えて議席を提供し、その庇護を受けることについたと思われる。

こうしたパトロン従属型の特徴を顕著に表している人物として、サンプソン・レナードという人物を例に見て

みることにしたい。⁽⁹⁾ レナード家はヨーマンの家系であり、少なくとも一五世紀半ば以降ケント州チエヴニングに定住している。サンプソンの父は成功した法律家で地位を築き、所領を獲得した。サンプソンの結婚は問題が多かつたが、娘達の縁組みは上首尾であった。すなわち彼女らの夫となつたのは、サー・トマス・ウォルシンガムの後継者であるギルフォード・ウォルシンガム、後に第六代バーガヴニー男爵となるエドワード・ネヴィル、北部ウェールズの首席治安判事であつたフランシス・アール、そしてジェームズ一世に資金を提供したサー・マーマデューケ・ダレルであつた。

このように結婚政策を通じてレナード家は徐々に中央との結びつきを強めていつたが、サンプソンは主にケントの自分の所領で生活していた。⁽¹⁰⁾ 彼が都市内部の住居を所有したり何らかの官職を獲得したりしたという記録は残つていなが、宫廷サークルの外縁での活動はしていたようである。彼は一五七一年にコーンウォール州ドゥーンヘヴェド都市選挙区から選出されているが、この時のパトロンはバーリー卿であると推測される。一五八四年にサセックスのブランバー都市選挙区から選出された際にはトマス・サックヴィル、バッカースト卿か、

あるいは他のサセックスの人物から指名を受けたものと思われる。一五八六年には再びバーリー卿をパトロンとしてコーンウォール州セント・モーズ都市選挙区から選出されている。ハンプシャーのクライストチャーチ都市選挙区から一五八九年に選出された際には、第三代ハンティンドン伯がこの都市の支配者として間違いなく彼を指名している。バーリー卿の死後彼はその息子ロバート・セシルの従者となり、一五九三年のコーンウォール州セント・ジャーマンズ都市選挙区からの選出はセシルの影響力によるものであると思われる。一五九七年の特別港都市の一つであるライ都市選挙区からの選出はロバート・セシルの義兄弟であり、特別港長官 (warden of the cinque ports) であつたコバン卿が直接のパトロンである。そして一六〇一年のコーンウォール州リストカードでは再び明らかにセシルの指名を受けている。

こうしてレナードは七つの異なる都市選挙区から選出されており、結局エリザベス治世期には州議席を獲得することができなかつた。⁽¹¹⁾ 彼は特にパトロンとの結びつきが強く、その八回という生涯選出区数はパトロン従属型議員においても非常に高い数値であり、また同数の生涯当選回数も極めて例外的であるが、それだけこのタイプ

の議員の特徴が明確に現れている。彼が選出されている都市選挙区の内、ライとリスカードを除く五ヶ所が都市3に分類される。また同様に五ヶ所が彼の所領があるケントから遠く離れたコーンウォール州である。彼は決して地方行政に無関心であつたわけではないが、自らの所領と何の関連もないコーンウォールの小都市の利害を代表して行動する理由があつただろうか。実際彼が議会で活動したという記録はほとんど残されていない。⁽¹⁴⁾ レナードは社会的名声の不足から所領近辺の都市選挙区で議席を確保できず、基本的にセシル親子との紐帯を頼りにする他下院議員の議席を手に入れる手段が存在しなかつたのである。こうしたパトロン頼みの不安定な状況下では、選挙区移動が長距離になり議員職に空白が生じやすくなるのもいわば当然であつた。

ところで從来盛んに議論されてきた「国王（あるいは中央政府の有力者）による議席操作」が行われる余地があつたとすれば、こうした都市においてであると推測される。確かに新たに創設された議席の内、タイプ都市1に分類されるのはハンプシャーのストックブリッジ選挙区とケントのメイドストーン選挙区だけであり、残りの三〇選挙区はいずれもタイプ都市2（一二）か都市3

（一八）に分類される。こうした都市を渡り歩いて多数の当選を果たしている議員が存在しないわけではない。しかし今回の調査だけでは断定はできず、この問題については今後の課題としたい。

c. 州選挙区挑戦型

地元の有力者である州選挙区挑戦型の議員は、「州騎士」の名誉を巡つて他の「潜在的」候補者と「競争」になることが多かつた。もつともこの「競争」は文字通り州裁判所で行われる近代的な選挙戦を意味しているわけではない。実際に競争選挙が行われることは非常に稀であった。というのも候補者が訴える政策ではなく、候補者自身の個人的資質が争点となる初期近代の議員選出にあつて、とりわけ非常に高い価値が認められていた州代表を巡る紛争の発生は地域社会全体に後々まで禍根を残す事態になつたからである。したがつて「潜在的」候補者との「競争」というのは、選挙告示状が州長官に送付されてから州裁判所が開催されるまでの間に行われた。この期間に立候補したいと考えている人々が選挙区の定員以上存在している場合は当事者間で調整が行われ、候補者が「選択」されたのである。それゆえ「公的」な競

争選挙は基本的に起きないはずであり、逆に競争選挙が生じるという事態は有効な法的解決システムの存在しない世界において極めて重大な象徴的意義を帯びていたのである。

同時期のサリー州ロズリーに、ウイリアム・モアという典型的なエリザベス治世期の地方ジエントリと呼べる人物がいた。文学史上は詩人ジョン・ダンの妻の祖父として、また非常に有用な手稿コレクション⁽¹⁵⁾を後世に残したものとして知られているかも知れないが、一般的なイングランド史における重要人物ではなく、『英国人名辞典』(Dictionary of National Biography)にも掲載されていない。にもかかわらずここでモアを取り上げるのは、彼の議員としての経験が州選挙区挑戦型議員としての特長を顕著に表しているためである。⁽¹⁷⁾

モアはサリーの地方行政に携わっており、その人柄と能力によって名声を獲得した。サリーにはハワード家を含む高位の貴族が存在していたが、それによって彼の名声が霞むようなこともなかった。彼はバーリー卿、レスタ伯、初代リンカーン伯といった有力者と友人であった。また宮廷で女王の寵愛を受けた女官であった娘のエリザベスを通して、モアと君主の間には親密さが増していく

たようである。議会においても地方行政に劣らぬたゆまぬ貢献をしており、議論における発言こそ少ないものの、数多くの委員会で積極的に活動している。彼は壮年に達する前に下院議員となり、その後まで全てのエリザベス治世期の議会に出席した。サー・フランシス・ノリスが九六年に亡くなつた後、一五九七年の議会開催時に七七歳であつたモアは最長老議員であつた。⁽¹⁸⁾

モアの初期の宗教観がどの程度急進的であつたかを推し量るのは困難であるが、ワイアットの反乱に関わりのあつたサー・トマス・カワーデンとの親密な関係⁽¹⁹⁾に示されるように、彼は明らかにエリザベスの即位以前から改革派であつた。そして事実カワーデンを通して即位前のエリザベスと面識を持つようになった可能性も考えられる。モアは一五五三年と一五五五年にメアリ政府の宗教立法に抵抗した議員の一人であり、メアリ治世期最後の議会には出席していない。エリザベス期最初の議会選挙の際、この時にはこうした改革派が勢力を盛り返す傾向にあつたのであるが、モアはサリーの州長官であり自身のサリー州選挙区からの選出は不可能であつた。しかし彼はサー・ウイリアム・セシルが議員を指名できる選挙区であつたグランサム都市選挙区の議員として選出され

た。彼の宗教観が、プロテスチント寄りの政策を推進しようとするセシルに期待されたのであろう。その後の議会ではモアはサリー州のジュニア・シートか、ロズリーから二マイル程離れたギルフォード都市選挙区かの、どちらかの選挙区から選出されている。

晩年の一〇年から二〇年の間モアはハワード家と協調していたが、この状態がそれまで常に保たれていたというわけではなかつた。一五五九年に当時宮内卿であつたハワード卿が、彼の世継ぎであるチャールズのためにサリーの州議席を獲得しようとし、州長官であつたモアに支持を求める書簡を送つた。⁽²¹⁾ しかしほもアは既にサー・トマス・カワーデンにその議席を約束しており、カワーデン支持という彼の決定は明らかに覆らなかつた。したがつてハワード家の候補者は引き下がるか選挙で敗北するかの二者択一を迫られ、結局立候補を見送つたのである。一五八四年には、この時モアは自身が州議席に立候補していたのであるが、再びリンカーン伯と第二代エフインガム男爵チャールズ・ハワードが後になつてハワード家の後継者を選挙で推薦するよう書簡を送つてきた。⁽²²⁾ この時もまたモアは立候補の意志が固く、ハワード家の候補者は引き下がつた。こうした事情が不穏な空氣を生みは

しなかつたようであるが、彼の友人でもあつた二人の候補者への抵抗を可能とする程、モアの決定と影響力は強力であつたと言えるだろう。その他の場合においては、議席の共有が不可能な場合、選挙においてモアとハワード家は互譲関係にあつた。一五九二年にはエフインガム男爵は自分の義理の息子であるジョン・ウォリューとモアが選出されるようにという書簡を書き送つており、自身の最後の議会となつた一五九七年には明らかにモアがギルフォードの都市議席を自ら選択している。⁽²³⁾ これはそれまで一〇年間モア家の都市議席であるギルフォードから議員に選出されていたモアの息子であり後継者であるジヨージを、州選出議員に昇格させるためであつた。

結果的にモアは一五六三年と一五七一年はサリーの州議席、一五七二年はギルフォードの都市議席、一五八四年と一五八六年はサリーの州議席、一五八九年はギルフォードの都市議席、一五九三年はサリーの州議席、一五九七年はギルフォードの都市議席を獲得している。一五六三年以降州選挙区と都市選挙区の間を二往復半したことになる。しかしこれはモアの議席の不安定性を示すものではない。前述したように彼はエリザベス治世期の全ての議会に出席しており、議員としての地位を確実にで

きる程の領域的影響力は有していたのである。それでもなおかつハワード家のような強大な有力者が同時に存在している場合、州議席を長期に渡つて保持することは極めて困難であった。それ程州選出議員に付帯する名譽は高貴なものだったのである。

もちろん他に類を見ない程地域に強い影響力を有する家系があれば独占的に州議席を占有しうる可能性もあつたが⁽²⁵⁾、特にシニア・シートを独占するといったケースはあまり多くは無く、頻繁な議員の交替が通例であった。

また議員歴に空白を作つてしまふことも往々にしてあつた。しかし多かれ少なかれ地元に影響力を有している彼らは、州代表に選出されるには若すぎる時や、社会的選択に漏れて州議席を確保できなかつた場合でも、タイプ都市2や都市3、ウェールズのような都市選挙区での当選が可能であり、生涯を通じて当選を重ねられたのである。このような意味において州代表の選挙は、一六世紀の議員への選出が有していたエリート層内部での社会的差異化の機能を、最もよく体現していると言えるだろう。

五、結論

ニールが都市議席への「ジエントリの侵略」を主張しエリザベス治世期における議会の特質

たとき、そこで想定されていたのは中小ジエントリであつたと思われる。しかし今回の調査結果から明らかになつたのは、地元率の低い都市選挙区で選出されていた議員はパトロンに従属している中小ジエントリだけではなく、一定程度の領域的権力を有している地方の有力者もかなりの程度そこに含まれていたという事実である。彼らは州選挙区での選出がかなわないと見るや、あつさりと都市選挙区からの選出を選択するか、あるいは当選自体をあきらめたのであつた。競争選挙が行われることは極めて稀であり、もし競争選挙が行われた場合でも各候補者が自らの政策を掲げて選挙戦を戦うようなことは決してなかつた。このことから推測されうるのは、一六世紀においては各候補者の立候補の動機は国政への参加意志のためではなく、また各選挙区でもどれほどその地域に利害をもたらすかという基準によつて議員を選出したわけではなかつたということである。議員の選出基準は基本的にその地域の社会的諸関係における「潜在的」候補者の地位であり、名声であった。したがつて特に州選挙区の選挙はその地域の社会的諸関係を写しだす鏡であり、選出された議員はその領域内のエリート内部で一層の社会的差異化を図ることができたのである。そして、

そのような意味で一六世紀のイングランド議会は「地域の代表者」の集合であつたと言える。

ニールの主張とは異なり、実際には議会での本格的な政治議論の展開が非常に限られた場面でしか起らねなかつたという事実はエルトンが示したとおりである。とはいへ、立法による地方的問題の解決がその主要機能であつたとも言い難いものがある。もちろん多数の個別法案の提出からも明らかなるように、議会が個別的諸利害の調整という役割を全く有していなかつたわけではない。

しかし同時にその成立数の少なからずすると、その有用性はかなり限定的であつた点も理解される。また史料に時折見られる近代的な代議制の概念も依然として理念のままに留まっており、実際に適用されたわけではなかつた。したがつて革命前の議会の主要な機能は、王国中からの代表者の集合によつて「政治的」象徴性を体現するという側面にあつたのではないだろうか。そして、このしめた議会の性格が変化し、政治的手段と考えられるようになるのは、革命の直前になつてからではなかつたのだろうか。それまでの期間における議会は、E・カントーロヴィッツの言葉を借りれば、「王国の「道徳的かつ政治的な身体」が現実に生き続けており、可視的な形で存在

して」⁽¹⁾ ふる、象徴的機関としての側面が強かつたように思われるのである。

注

一、問題の所在

- (1) ニールの主張は、次の二著に集約されてゐる。J. E. Neal, *Elizabethan House of Commons*, London, 1949. Id., *Elizabeth I and her Parliaments*, 2vols, London, 1953, 1957. ホーネスティンの主張については、W. Notestein, "The Winning of the Initiative by the House of Commons", *Proceedings of the British Academy* 11, 1924. を参照。

- (2) ハベラ修政主義の性質は、議会史の枠内にのみ留まるものではない。イギリス近代史各分野におけるその具体的な内容については、岩井淳・指明博編『イギリス史の新潮流——修政主義の近世史』(彩流社、一九七〇年)に詳しいが、随所に見られる各論者の解釈の相違が修政主義の多様性を物語つてゐる。

- (3) エルトンはテューダー朝期の国政を扱つた数多くの著作・論文を著したが、直接的に議会を扱つたものとしては次の二書が特に有益である。G. R. Elton, *The Parliament of England, 1559-1581*, Cambridge, 1966; Id., *Studies in Tudor and Stuart politics and government*, vol. 2, Cambridge, 1974.

- (4) G. R. Elton, *Tudor Government: The Points of Contact, I, The Parliament, Transaction of the Royal Historical Society*

Society, 5th ser., XXIV, 1974.

(15) M. A. R. Graves, 'Thomas Norton the parliament man : an Elizabethan MP, 1559-81', *Historical Journal* 23, 1980;

Id., The Tudor Parliaments. Crown, Lords and Commons, 1485-1603, New York, 1985; *Id.*, *Thomas Norton : the Parliament man*, Oxford, 1994.

(16) N. L. Jones, *Faith by Statute. Parliament and the Settlement of Religion*, 1559, London, 1982.

(17) J. Loach, 'Conservatism and Consent in Parliament, 1547-59', in Jennifer Loach and Robert Tittler (eds.), *The Mid-Tudor Polity c. 1540-1560*, London, 1980; *Id.*, 'Parliament : A "New Air" ?', in Christopher Coleman and David Starkey (eds.), *Revolution Reassessed*, Oxford, 1986; *Id.*, *Parliament under the Tudor*, Oxford, 1991.

(18) ハロルド以降ハルトハスの駆逐者たるだのば
トーマス・ローチのローチの論文
が取められ、*Revolution Reassessed* が、そのタイマー
ルが示すとおりハルトハスの持論である「トーマス行政
革命」に再批判を加へた論文集である。

(19) トーマス・ローチの「上院のローチの論文
が取められ、*Revolution Reassessed* が、そのタイマー
ルが示すとおりハルトハスの持論である「トーマス行政
革命」に再批判を加へた論文集である。

(20) P. W. Hasler (ed.), *The House of Commons, 1558-1603*, 3vols, The History of Parliament Trust, Her Majesty's Stationery Office, 1981.

(21) Sir Simonds D'Ewes, *The journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth*, London, 1973.
△△△ D'Ewes の書名。

(22) 1990 ; *Id.*, 'Parliament, Privy Council, and Local Politics in Elizabethan England : The Yarmouth-Lowestoft Fishing Dispute', *Albion* 22, 1990 ; *Id.*, *Law-making and Society in late Elizabethan England*, Cambridge, 1996.

(23) N. L. Jones, 'Parliament and the Governance of Elizabethan England : A Review', *Albion* 19, 1987 までハロルド後
「Revising the History of Tudor Parliaments', *Historical Journal* 32, 1989 の参照。

(24) Sir Simonds D'Ewes, *The journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth*, London, 1973.

(25) P. W. Hasler (ed.), *The House of Commons, 1558-1603*, 3vols, The History of Parliament Trust, Her Majesty's Stationery Office, 1981.

(26) 青木康『議員が選挙区を選ぶ——ハサウエイコノミーの議会政治』(三川出版社、一九九七)。以下『議員が選挙区を選ぶ』と略称する。

(27) 議会が毎年開催され、既に国制の恒常的機関となり
てゐた一八世紀に於し、一六世紀の議会は国王の必要に
応じて召集される臨時的な性格が強かった。このために
『議員が選挙区を選ぶ』のよつてある一時点を確定し、
その時点での議員であつた人物についての経歴を調査する
ふうの方法を一大柱綱にはして採用である。各議会
の当選者についての調査を行はざるべく、この方法によ
て『議員が選挙区を選ぶ』のよつてな並列的に等質の

データは取り出しえないという欠点が存在する一方で、当選した全議員についてのデータを集計できるもう利点もある。本稿一章も参照。

一、分析の枠組み

(1) イングランド内で選出議員数一の都市選挙区は、バークシャーのウォリングフォード、ノーサンプトンシャーのハイアム・フェラーズ、オックスフォードシャーのバンベリの三箇所のみ。なおウェールズは、マンマスシャーを除けばいずれの州・都市選挙区においても選出議員数は一である。

(2) コーンウォールのセント・アイヴズ都市選挙区で一五六三年に行われた補欠選挙におけるシニア・シート、カンバーランド州選挙区で一五七一年に行われた補欠選挙におけるシニア・シート、ランカシャー州選挙区で一五八九年に行われた補欠選挙におけるシニア・シート、サマセットのメインヘッズ都市選挙区で一五九七年に行われた補欠選挙におけるシニア・シートは当選者名が不明である。デヴォンのグア・オールストン都市選挙区で一六〇一年に当選してくるジョン・ロングフォードについては、個人的な経歴がHPTに記載されている。HPT, I, p. 135, p. 139, pp. 186-187, pp. 235-236, pp. 144-145.

(3) 詳しくは『議員が選挙区を選ぶ』一七五一七八ページ参照。

(4) Neal, *Elizabethan House of Commons*, pp. 162-163. 及び同書巻末綴じ込みの地図 (Parliament Boroughs 1584

showing Residence of Members) を参照。

(5) Frank O'Gorman, *Voters, Patrons, and Parties: The Unreformed Elected System of Hanoverian England 1734-1832*, Oxford, 1989.

(6) マスマスシャーは州選出議員を一名有しているためにHPTではイングランドに含まれているが、一五三六年の合同法によって他のウェールズ選挙区とともに代表権が与えられた歴史的背景を勘案し、本稿ではウェールズ選挙区に分類する。

二、調査結果の検証

(1) 『議員が選挙区を選ぶ』一九〇一-一九一|ページ。

(2) 同、一九一—一九一|ページ。

(3) 同、一九三一—一九六ペー^ル。

(4) M. A. Kishlansky, *Parliamentary selection: social and political choice in early modern England*, Cambridge, 1986.

(5) ハベッドの名誉概念は、A・フレッチャーの見解とも一致してくる。「……富ではなく威信が官職に付随する主要な報償であった。秩序の最も重要な基盤の一つは、官職がそれを引き受けるに見合うだけの名声をもたらすというジョンストリートの意識であり、もう一つは統治を行う人物の高潔さに対する人々の尊敬であった。」それゆえ「ハの時代において名誉は同等の社会的地位にある人々にして名声の本質」であった。A. J. Fletcher, 'Honor, Reputation, and Local Officeholding in Elizabethan and Stuart England', in A. J. Fletcher and J. Stevenson (eds.),

Order and Disorder in Early Modern England, Cambridge, 1985, pp. 92-93.

1559-1601, Manchester, 1992, ch. 7, 'Peter Wentworth Revisited'. を参照。

(6) Kishlansky, *op. cit.*, p. 16.

(7) Kishlansky, *op. cit.*, p. 22.

(8) ミドルトン・ヘベサーの主張をもとに議論に闘つて

は、Jones, 'Parliament and the Governance of Elizabethan

England: A Review', pp. 335-338. 又 D. Hirst, review of

Kishlansky, *Albion* 19, 1987, pp. 428-34. もある。

(9) R. Tittler, 'Elizabethan Towns and the "Point of Contact": Parliament', *Parliamentary History* 8, 1989.

(10) Tittler, *op. cit.*, p. 283.

(11) Tittler, *op. cit.*, p. 286.

(12) 「……ヘングリッシュの議会は王国内体、すなわち頭と
身體両方の権力を代表し、保有している。それゆえ全て
のイングランド人民は、それがどちらかとなく傑出し、どのよ
うな身分にあり、どのよへんな位階あるは立場にある人
物であれ、イングランド内に居住してゐる王子・王女か
ら最も低位の人々まで、自分自身であることは代
理人によつて議会に出席してゐるが取扱われる。セ
ント・マーティンの回廊は全ての人々の回廊と取扱われる」 M.

Dewar, Sir Thomas Smith's *De republica Anglorum*, Cam-
bridge, 1982, p. 79.

(13) ハーティー・ホールトワースによる J. E. Neal,
Elizabeth I and her Parliaments 1559-1581, London, 1953,
pp. 318-332; Id. 1584-1601, 1957, pp. 251-266. また T. E.
Hartley, *Elizabeth's parliaments: queen, lords and commons,*

(14) ハリスはケンブリッジシャーの事例を挙げるに留め

る。初期ステュアート朝期に至るまでケンブリッジシ
ャーでは全く競争選挙が生じてはなかつたが、これは州
長官が非常に興奮して待機していた群衆に対立候補の名
を提示しなかつたところ理由のみによるものであった。

ハリスの問題に関する議論において、下院議員達は社会的選
択を認めず投票者の権利が州長官によって否定されたと
考へていたように思われる。選挙前にケンブリッジシ
ャーからの立候補を取り消されたある議員は、「ケンブ
リッジシャーの田地保有者は現在議会で自分たちの
ために奉仕する人物を有してはならぬ。議員は彼らの
『被』によって投票されなければならぬ」と主張して
いる。この発言はキシユランスキーが内戦期まで支配的
な政治思想及び行動の根源であると考へてゐる共同体よ
りも、むしろ個人に起源をもつ代表概念を示してゐる。

Hirst, *id.*, pp. 429-430.

(15) A. バッセル・ペリスはエリザベス治世期における
ノーフォークの選挙はほととど全て競争選挙であったと
主張しており、また D. N. C. マカロフはエリザベ
ス治世期におけるサフォークで行われた 10 回の選挙の
内少なくとも四回は競争選挙であったと述べてゐる。こ
はエリザベスのよへんな状況を競争選挙と呼ぶかにひいて明確
な規定が存在してゐるわけではなく。A. H. Smith, *County
and Court. Government and Politics in Norfolk*, 1558-1603,

Oxford, 1974, p. 314; D. N. J. MacCulloch, *Suffolk and the Tudors. Politics and Religion in an English County, 1500-1600*, Oxford, 1986, p. 335.

(12) 『議会が選舉区を離る』、110-110-110-110-110-110。

臣、110の議会へ一々

(1) HPT, I, p. 164; W. Page (ed.), *The Victoria history of the county of Gloucester*, vol. 4, London, 1988, pp. 84-85.

(2) ハニギベ選舉の内ロベタ一輪に選舉区の失足^レ、
ミーティング、Neal, *Elizabethan House of Commons*, pp. 272-281 に従う。The Victoria history of the county of Gloucester, vol. 4, pp. 85-89 の参照。

(3) HPT, I, pp. 361-362. 1571年の
議會の議事録の翻訳^レ。

T. E. Hartley (ed.), *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*, vol. 1, 1559-1581, Leicester, 1981, pp. 192-242; N. L. Jones, 'The Anonymous Diarist of 1571: Alias Thomas Atkins or Robert Bowes?', *Parliamentary History* 8, 1989.

(4) ハーメンバウス^レの法案審議のための委員会

（度量衡、女王の安全、女王の名譽、議員特権と議員選出に関する事項、教区管轄、浮浪者、貧民、羊毛、居酒屋、ワイン、州長官、ヘリック主教管区、聖職裁判特権、波止場及び埠頭、ロハム商人等に関する事項を含む）に出席してくるが、直接都市政府やギルドからの要請を受けての活動は見受けられない。HPT, I, p. 361;

D'Ewes, p. 171, p. 182, p. 220, p. 244, p. 247.

(5) 1581-1582年6月のペコ・シルバム女王マアリに対する非難演説、及び6月5日ウスター市提出法案、6月11日

田の森由出張^レの記述^レの発表^レ。Hartley, *Proceedings*, p. 331, pp. 376-377, pp. 389-390, p. 407; Neal, *Elizabeth I and her Parliaments*, pp. 266-267.

(6) 1584年、1589年、1593年に数回多くの出席がそれぞれ一度ずつ記載^レのみである。

D'Ewes, p. 349, p. 452, p. 502.

(7) Dean, 'Parliament and locality', p. 162.

(8) HPT, I, p. 44, pp. 65-66.

(9) ハーメンバウス・ナード^レの記述^レ。

HPT, II, pp. 460-462. リー^レ。

(10) E. Hasted, *The history and topographical survey of the county of Kent*, Wakefield, 1972, originally published 1797-1801, vol. 2, p. 117-118.

(11) Hasted, *op. cit.*, vol. 2, p. 70.

(12) ハーメンバウスに所領を取得し、1614年に同州の選出議員となる。

(13) 彼はその地位に期待される軍隊召集の監督、アルマダ襲来の際の各隊への命令、至長^レとしての務め等の義務は果た^レ。

HPT, II, p. 461.

(14) 「Mr. Leonard」ハーメンバウスが1597年11月8日の武具及び武器に関する委員会と、1601年1月3日の予算委員会に出席して^レ。ただし前者に関しては同議会にミーティング、都市選舉区から選出されたウイ

リトマ・ルナード (William Leonard) がおいた回収性の

おもて HPT, II, p. 461; D'Ewes, p. 553, p. 624.

- (15) H. M. C. rep. vii. p. 596 seqq; A. J. Kemp (ed.), *The Losely manuscripts*, London, 1835.

- (16) Neal, *Elizabethan House of Commons*, p. 43.

- (17) ブルのアーチビストの記録 HPT, III, pp. 86-89. 之

多々お頃へとる。やがて彼を領するチークリッキーのアーチビストの記録 O. Manning and W. Bray, *The history*

and antiquities of the county of Surrey, Wakefield, 1974, originally published 1804-1814, pp. 92-99. 参照。

- (18) Neal, *op. cit.*, p. 319.

(19) 彼が一五五九年八月に死去した際、チークリッキーは彼の遺體執行人に指名されてしまう。Kemp, *op. cit.*, pp. 175-178.

- (20) ブルのサーの座議席が議院議場に置かれた HPT, III, p. 86. 参照 Neal, *op. cit.*, pp. 43-47. 参照。

- (21) H. M. C. rep. vii. p. 614b.

- (22) *Ibid.* p. 640a.

- (23) *Ibid.* p. 650a.

- (24) *Ibid.* p. 657a.

- (25) ベーナード・シャーデ七回当選してくるハニカム
ターハン領尚書サー・ラルフ・サムナー、ノーサンプトン
シャーデ八回当選している財務府長官サー・ウォル
ター・マイルズメイ、オックスフォードシャーデ七回当
選してくる「議会実務家」サー・フランシス・ハリス等、
同一州選挙区で数多く当選を重ねてくる人物には中央政
府での重要人物が多い。

五、結論

(1) E. H. カーネル・ヴィッチ、小林公訳『王室110
の身体——中世政治神学研究』(平凡社、一九九一) 111
七五ペ一一。